

2026年3月31日

公立大学法人北九州市立大学において、以下のとおり懲戒処分を行ったので、公表します。

1 被処分者	外国語学部 准教授 50歳代 男性
2 処分年月日	2026年3月31日
3 処分の種類 及び程度	戒告
4 処分理由	公立大学法人北九州市立大学職員就業規則第57条第1項第9号に規定する「就業規則によって遵守すべき事項に違反する行為があった場合」に該当する。
5 事案の概要	公立大学法人北九州市立大学職員就業規則第38条第1項において、本学の職員は、理事長の許可を得た場合でなければ、兼業（他大学の非常勤講師を勤める場合など）を行うことはできないと規定しているが、被処分者は、理事長の許可を得ないまま他大学で非常勤講師を勤めていたことが発覚した。